

◎新潟県告示第518号

新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、知事職務代理者印のうち賞状用に使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始した。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 使用範囲
賞状、表彰状、感謝状及びこれらに類するもの
- 2 使用開始年月日
平成30年5月1日
- 3 印影

